概算数量発注方式試行要領

1 目的

設計業務の省力化及び積算業務の簡素化を図り、円滑な事業執行を推進することを目的とする。

2 定義

- (1) 概算数量発注とは、当初設計で平面図、標準断面図等を用いて算出した 概算の数量により発注する工事をいう。
- (2) 工事計画図書とは、受注者が現場の調査及び測量を行い、結果をまとめた平面図、縦断図、横断図、構造図等の実施予定図面、土工、構造物(仮設物を含む。)等の実施予定数量計算書等をいう。
- (3) 工事計画図面とは、平面図、縦断図、横断図、構造図等の実施予定図面であって、図面に付随する土工及び仮設物を含む構造物等の数量計算を含む。
- (4) 施工承諾図書とは、受注者が提出した工事計画図書をもとに、監督員が 工事費その他の諸条件等を検討し、支障がないことを確認して施工承諾 を行ったものをいう。

3 対象工事

次の全ての条件を満たす工事に概算数量発注方式を適用することができる。

- (1) 設計金額が、1,000万円未満の工事
- (2) 工種、構造、形状等が著しく変化しない比較的単純な工事

4 適用

- (1) 当初設計は、概算数量を平均幅、概算長等により算出できる必要最小限の図面で行う。
- (2) 特記仕様書に必要事項を明記するとともに、発注者及び受注者が確認できるよう閲覧設計書に「概算発注方式」又は「一部概算発注方式」と明示する。

- (3) 発注者は、受注者の主任技術者等に対し、現場で立会いの上、発注者の 意図を十分に説明する。
- (4) 受注者は、施工に必要な現地の調査及び測量を行い、工事計画図書を作成する。なお、図面サイズは A1 とし、縮尺は、平面図、縦断図で 1/500~1/2000 程度、横断図で 1/100~1/200 程度、構造図は適宜を標準とし、図面枚数が最少となるように配置する。図面に替えて CAD データ等で提出する場合は打合せ簿等により協議するものとする。
- (5) 監督員は、工事計画図書から工事費その他の諸条件等を検討し、支障がないことを確認して施工承諾を行う。

5 図面作成費の取扱い

- (1) 工事計画図面の作成費用として、「工事計画図面作成費」を共通仮設費の 準備費に計上する。ただし、図面の作成に必要な現地の調査及び測量は費 用の対象としない。
- (2) 当初設計では、原則2枚分を計上する。

6 工期の設定

工事計画書作成に要する日数として、10 日を標準工期に加えることができるものとする。

7 設計変更の取扱い

- (1) 変更精算は、施工承諾図書に基づいて行う。
- (2) 変更理由は、「概算数量発注工事の精算による」とする。このほか、特に変更を指示した事項について明記する。
- (3) 工事計画図面作成費の変更は、施工承諾図書の図面枚数の実績により行う。
- (4) 構造計算又は安定計算及び用地買収が必要となる場合には、その対応は発注者の責任において行う。
- (5) 工法、舗装構成の検討等、工事計画図書作成のために受注者に行わせる 各種調査、試験等にかかる費用については、共通仮設費の技術管理費に別 途計上する。

8 運用指針

- (1) 概算数量発注制度の目的に留意し、大幅な契約変更、安易な工事内容の変更を伴わないようにするため、発注に先立ち現地条件、概算数量等を的確に把握した上で、発注手続を行うことを基本とする。
- (2) 円滑な事業執行に資するため、受注者から工事計画図書が提出された後、 必要に応じて設計変更協議等を行うなど、速やかに施工承諾を行うよう 努めること。

9 適用日

令和2年9月1日以降公告分の工事から適用する。